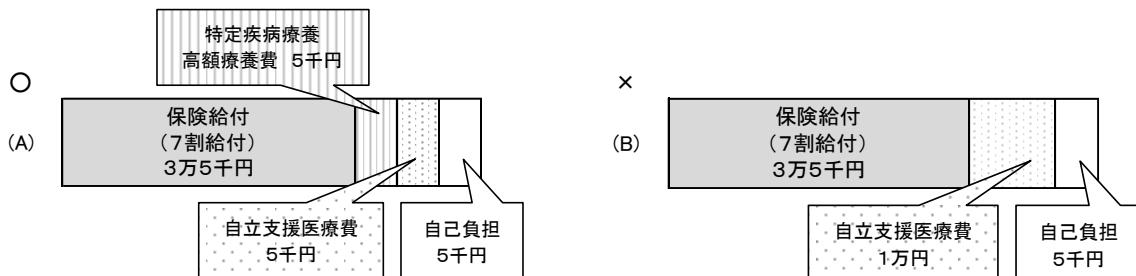


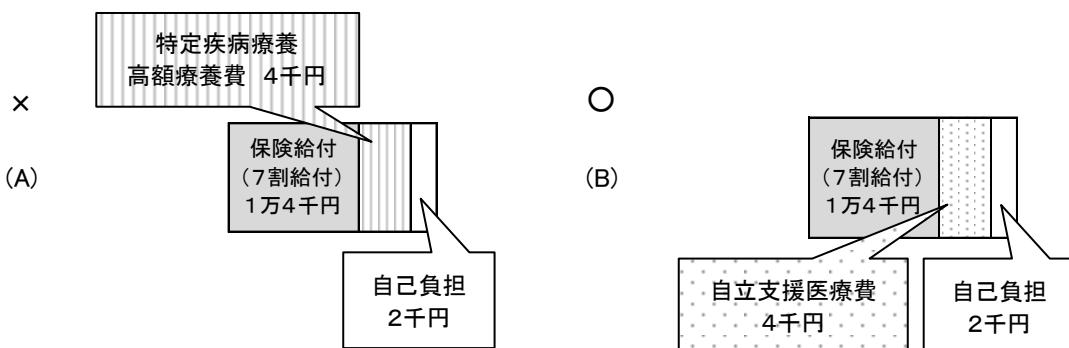
【参考】自立支援医療費の給付額の算定例

月額総医療費 5 万円、特定疾病療養（マル長）の自己負担限度額 1 万円、自立支援医療の自己負担上限額 5 千円のケース



- 自己負担上限額は、マル長と自立支援医療を比較して低い額となります。この例では、5千円となります。
 - 自己負担上限額 5 千円を超えて、マル長の自己負担限度額 1 万円までの部分（5 千円）は、自立支援医療での請求となります。
 - マル長の自己負担限度額 1 万円を超えて、医療保険の 3 割負担額 1 万 5 千円までの部分（5 千円）は、マル長が自立支援医療よりも優先適用されて、マル長での請求となります。
- ※ 会計検査院から、この部分も自立支援医療で請求されている事例があると指摘されました。

月額総医療費 2 万円、特定疾病療養（マル長）の自己負担限度額 1 万円、自立支援医療の自己負担上限額 5 千円のケース



- この例では、自立支援医療の自己負担額は医療費の 10%（2 千円）となります。
 - 自己負担額 2 千円を超えて、医療保険の 3 割負担額 6 千円までの部分（4 千円）は、自立支援医療での請求となります。
- ※ 医療保険の 3 割負担額がマル長の自己負担限度額 1 万円以下であるため、マル長による請求はありません。